



2019年10月3日

日本製鉄株式会社  
日鉄日新製鋼株式会社

## 日本製鉄株式会社と日鉄日新製鋼株式会社の合併に関するお知らせ

日本製鉄株式会社（以下「日本製鉄」）および日鉄日新製鋼株式会社（以下「日新製鋼」）は、本日開催の各々の取締役会において、2020年4月1日を効力発生日として、日本製鉄を存続会社、日本製鉄の完全子会社である日新製鋼を消滅会社とする合併（以下「本合併」）を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本合併の目的

日本製鉄は、2017年3月、日新製鋼を子会社とし、シナジー最大化に向け、両社の強みを活かしつつ、両社の経営資源を相互活用し、営業連携や生産の相互融通、技術のベストプラクティス追求等、着実に成果をあげてまいりました。さらに2019年1月には日新製鋼を完全子会社化し、より一層のシナジー発揮に向けて、最適生産体制の追求、グループ会社の事業再編等、会社間を跨る施策について、よりスピーディーかつ柔軟な対応を可能とする一体的な運営を指向する体制といたしました。

しかしながら、本年度に入り、鉄鋼業を取り巻く経営環境が急速に悪化し、日本製鉄の経営状況は大きく悪化していることに加え、同業態（高炉による製鉄業、薄板事業）である日新製鋼の経営も同様に大変厳しい状況にあります。こうした事態を打開するべく、日本製鉄グループとして従来以上に踏み込んだトータル最適を追求する施策を早急に検討・実行していく必要があります。

また、昨年来、日新製鋼において度重なる事故・災害が発生しているなかで、顧客との関係維持・安定供給確保等の観点からも、より一層日本製鉄と日新製鋼の一体運営が必要となってきております。こうした点を踏まえ、両社で検討の結果、両社を合併することで、競争力強化に向けて、機動的に対応していく事業体制を構築することといたしました。

#### 2. 本合併の要旨

##### (1) 日程

合併決議取締役会（両社）	2019年10月3日
合併契約締結日	2019年10月3日
合併の効力発生日	2020年4月1日（予定）

※ 本合併は、日本製鉄においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併、日新製鋼においては会社法第784条第1項に規定する略式合併に該当するため、両社いずれにおいても、合併契約承認のための株主総会は開催いたしません。

(2) 本合併の方式

日本製鉄を存続会社、日新製鋼を消滅会社とする吸収合併方式とし、合併と同時に、日新製鋼は解散いたします。

(3) 本合併に係る割当ての内容

日本製鉄と日本製鉄の完全子会社である日新製鋼との合併であり、株式その他の金銭等の割当ては行いません。

(4) 新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

日新製鋼は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本合併後の状況

本合併による日本製鉄の商号、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

4. 今後の見通し

本合併は、日本製鉄と日本製鉄の完全子会社である日新製鋼との合併であるため、日本製鉄の連結業績に与える影響は軽微です。

(お問い合わせ先)

日本製鉄 総務部広報センター Tel : 03-6867-2135, 2146, 2977, 3419  
日鉄日新製鋼 総務部秘書・広報チーム Tel : 03-3216-5566

以上